

# 本所一丁目町会規約

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

1. この会は、本所一丁目町会という。

### 第2条（区域）

1. この会は東京都墨田区本所一丁目に住所を有する者を以って構成する。

### 第3条（事務所の所在地）

1. この会は事務所を本所一丁目町会会館に置く。

## 第2章 目 的

### 第4条（目的）

1. この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

### 第5条（事業）

1. この会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。
  - (1) 会員相互の連絡事項に関すること。
  - (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
  - (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
  - (4) 会員の福祉厚生に関すること。
  - (5) 町会財産の維持、管理運営に関すること。
  - (6) その他の目的を達成するために必要なこと。
  - (7) 円滑な運営のために下記部門を置く。
    - ①防犯部 ②交通部 ③環境衛生部 ④厚生福祉部 ⑤防災部
    - ⑥婦人部 ⑦青少年育成部

## 第3章 会 員

### 第6条（会員）

1. 第2条に定める区域に住所を有する個人はすべてこの会の会員になることができる。
2. 第1項に該当しない個人又は団体にあつてはこの会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。

### 第7条（会費）

1. 会員及び賛助会員は総会に於いて別に定める会費を納入しなければならない。

## 第8条（入会）

1. 会員及び賛助会員になろうとする者は会長に届け出るものとする。
2. この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
3. この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会はこれらのものにこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

## 第9条（退会）

1. 会員は退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 会の区域内に居住、所在しなくなったとき。
  - (2) 死亡又は解散したとき。
  - (3) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

## 第10条（拠出金品の不返還）

1. 退会した会員は既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

# 第4章 役員

## 第11条（役員）

1. この会は次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	若干名
(3) 会計	2名
(4) 監査	2名
(5) 総務	若干名
(6) 常任理事	若干名
(7) 理事	若干名
2. この会に顧問、相談役、参事を置くことができる。顧問、相談役は町会並びに町内の功労者を会長が推薦し、役員会の決議により決定する。但し、参事は長年町会に功労のあった役員が退任したとき会長が推薦し、役員会に於いて承認を得るものとする。
3. 顧問、相談役は必要に応じ会長の諮問に応ずるものとする。

## 第12条（役員を選出）

1. 会長の選出は、役員会に於いて選出し、総会の承認を得る。
2. 副会長、会計、総務、常任理事は、会長が推薦し、総会に於いて決定する。
3. 監査は他の役員を兼ねることができない。  
監査は総会に於いて選出する。
4. 理事は各地番毎に推薦又は選挙とする。  
運営上、五区画に分け、常任理事をおく。

## 第13条（役員職務）

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、互選によりその職務を代行する。
3. 会計はこの会の会計事務を処理する。
4. 監査は、この会の業務及び会計を監査する。
5. 総務は会務全般を処理運営しこれを記録する。
6. 常任理事は、担当地区及び事業部門の運営統括にあたる。
7. 理事は、担当地区の代表として事業運営連絡にあたる。

#### 第14条（役員任期）

1. この会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは第12条により補充することができる。この場合に於いて、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合に於いても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第5章 会 議

#### 第15条（会議の種類）

1. この会の会議は、総会、役員会、常任会、幹部会とする。
2. 総会は通常総会と臨時総会とする。

#### 第16条（会議の構成）

1. 総会は、会員を以って構成する。
2. 役員会は、全役員を以って構成する。
3. 常任会は、会長、副会長、会計、総務、監査、常任理事を以って構成する。
4. 幹部会は、会長、副会長を以って構成する。

#### 第17条（権能）

1. 総会は次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
  - (3) 規約の制定改廃に関する事。
  - (4) 役員を選任及び解任に関する事。
  - (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。
2. 役員会は次の事項を議決する。
  - (1) 会議で議決した事項の執行に関する事。
  - (2) 会議に付議すべき事項に関する事。
  - (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事。
3. 第1項に定める事項につき、急を要するものについては役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会に於いて報告し、その承認を求めなければならない。

#### 第18条（総会）

1. 通常総会は毎年一回開催する。

2. 臨時総会は役員会が必要と認めたととき、又は会員の 5 分の 1 以上、もしくは監査から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

#### 第 19 条（役員会他）

1. 役員会、常任会、幹部会は、会長が必要と認めたととき、又は役員現在数の 2 分の 1 以上会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

#### 第 20 条（招集）

1. 総会及び役員会は会長が招集する。
2. 会長は第 18 条第 2 項の規定による請求があったときはその日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 会長は前条の規定による請求があったときはその日から 15 日以内に役員会を招集しなければならない。
4. 総会及び役員会を招集する場合は会員に対し、会議の目的たる事項日時及び場所を記した書面を以って少なくとも開催日 5 日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に必要があると認めたとときはこの限りではない。

#### 第 21 条（議長）

1. 総会の議長は、その総会に於いて出席会員の中から選出する。
2. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

#### 第 22 条（議決）

1. 会議は、総会、役員会共に、出席の過半数を以って決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。この場合に於いて議長は会長として議会に加わる権利を有しない。

#### 第 23 条（書面表決及び表決委任）

1. やむを得ない理由のため、会議に出席できない役員等は、あらかじめ通知された書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

#### 第 24 条（議事録）

1. 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員又は役員の現在数及び出席した会員数又は役員の氏名
  - (3) 議決事項、議事の経過の概要及びその結果
2. 議事録には 2 名以上の署名をしなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

#### 第 25 条（資産の構成）

1. この会の資産は次に掲げるものとする。
  - (1) 会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 事業に伴う収入（補助金など）
  - (4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(6) 別表に掲げる資産

#### 第26条（資産の管理）

1. 資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により決める。

2. 別表に掲げる資産は、これを処分し又は担保に供することが出来ない。

但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

#### 第27条（資産の支弁）

1. この会の経費は資産をもって支弁する。

#### 第28条（事業年度）

1. この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

#### 第29条（規約の変更）

1. この規約は、総会に於いて出席者及び出席できない役員の委任状合わせて2分の1以上の同意を得なければ変更することが出来ない。

#### 第30条（解散及び残余財産の処分）

1. この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の2分の1以上の同意を得なければならない。

2. 解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

#### 第31条（書類及び帳簿類等の備え付け）

1. この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

(1) 規約

(2) 許可に関する書類

(3) 役員会に関する書類

(4) 会員に関する書類及び会員名簿

(5) 会議議事録

(6) 資産台帳

(7) 収入及び支出に関する書類及び証拠書類

(8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書

(9) 事業計画書及び収支決算書

(10) その他必要な書類及び帳簿

第32条（細則）

1. 役員会はこの規約を実施するに当たって必要がある場合は細則を定めることができる。役員会は細則を制定した時は次の総会に報告し承認を得なければならない。

第9章 附 則

（施行期日）

1. この規約は平成26年5月1日から施行する。

（旧規約の廃止）

1. 本所一丁目町会会則及び内規は廃止する。